

共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）に係るロゴマーク使用規定

国立研究開発法人科学技術振興機構
イノベーション拠点推進部

共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）（以下「本プログラム」という。）に係るロゴマーク（以下「本ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を以下のとおり定めるものとする。

1. 権限

本ロゴに関する一切の権限は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）（以下、「JST」という。）が有する。

2. 使用目的

本ロゴは、本プログラムの研究開発の成果等を含む諸活動、本プログラムに関する広報等に使用する場合に限り、使用することができる。（ただし、特定の製品・サービス等の広告や宣伝に係る営利活動、政治活動及び宗教活動に基づく勧誘等を目的とする場合を除く。）

3. 使用許諾

本ロゴを使用しようとする者は、使用を開始する日の10日前（土、日その他祝日の日数は算入しない）までに、JSTに対し、あらかじめ当該使用目的及び方法を明らかにした上で、メールで申請を行い、JSTによる許諾を得るものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- 一 本プログラムに関係する国の行政機関が使用する場合
- 二 本プログラムの研究開発に参画する機関等において、本プログラムに係る研究開発成果等の発表、広報目的で使用する場合

4. 禁止行為

3. により JST の許諾を得た者（以下「使用者」という。）は、別紙ロゴマークマニュアルに従って本ロゴを使用するものとし、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 変形、縦横比の変更
- (2) 回転、反転
- (3) 指定色の変更
- (4) 文字間隔、配置の変更
- (5) 書体の変更
- (6) グラデーション処理、背景色との同化
- (7) 影付き、縁取り等のデザイン加工
- (8) 他の文字、図形及びイラスト等との組み合わせ

5. 使用報告

JST は、必要に応じて、使用者に対し、雑誌、本など各種媒体へ掲載された際の掲載記事（Web ページに掲載された場合は当該記事の URL）の提出を求めることができるものとし、使用者はこれに従うものとする。

6. 使用者の責任

- 一 JST は、使用者が本規定に違反して本ロゴを使用していると認めた場合、又は JST の裁量で必要と判断した場合、当該使用者に対して、本ロゴの使用停止、その他 JST が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとする。
- 二 使用者は、自己の責任において本ロゴを使用するものとし、JST は、本ロゴに起因して使用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負わないものとする。
- 三 使用者は、本ロゴを使用したことに起因して、JST が直接的又は間接的に何らかの損害を被った場合、JST の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければならない。

7. 準拠法および裁判管轄

本規定の準拠法は日本法とし、本ロゴに起因し又はこれに関連して使用者と JST との間に生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上